

令和5年度欧州プロモーション現地レップ業務委託 業務仕様書

1. 業務の目的

外国人観光客の受入れが再開されたことから、高付加価値旅行者の誘致も含め欧州からの旅行者の県内における周遊滞在を促進し、観光消費額の増加を図ることを目的として、令和5年度欧州プロモーション現地レップ業務委託を実施する。

当該業務においては、本年度にG7三重・伊勢志摩交通大臣会合が県内で開催されることから、欧州におけるG7加盟国であり、県内に宿泊する旅行者が多い、フランス、英国、ドイツ、イタリアを主な対象市場とし、特に、欧州における情報発信の中心地であり、三重県が有するコンテンツに関心が高いフランス市場を中心に位置づけるものとする。

※ 高付加価値旅行者とは、「訪日旅行1回あたりの総消費額が1人100万円以上の旅行者」をいう。

2. 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

3. 業務内容

(1) 旅行会社等へのセールス活動

欧州に拠点がある旅行会社等に対し、次の①～⑤に従い、全24社以上に対してセールス活動を行うこと。なお、セールス先は、後述する「(2) アンケートの実施等」のアンケート先と重複しても差し支えない。

- ① フランス国内に、レップ（営業代理人）としての営業拠点を設けること。
- ② 三重県内を含む旅行商品の造成・販売又は三重県への送客を促進するとともに、その際には、できるだけ高付加価値旅行者の誘致や宿泊日数の増加につながるよう取り組むこと。
- ③ セールス活動に関連して、旅行会社等からの問合せへの対応や連絡調整等を行うこと。
- ④ 相手方の要望やニーズ等に応じ、適宜、フォローアップを行うこと。
- ⑤ 原則として、フランス語の他、少なくとも英語による対応を行うこと。

また、以下（ア）～（ウ）の区分に応じセールス活動を実施するとともに、（エ）・（オ）のとおり関連する業務を実施すること。

（ア）フランスの旅行会社等に対するセールス活動

- フランス国内に拠点のある旅行会社等については 10 社以上とすること。
- セールス先は、過去に日本への送客実績を有すること。
- (イ) フランス以外の国の旅行会社等に対するセールス活動
 - フランス以外の欧州に拠点のある旅行会社等について、10 社以上とすること（英国、ドイツ、イタリアの各国から 1 社以上含めること。）。
 - セールス先は、過去に日本への送客実績を有すること。
- (ウ) 「Virtuoso」の会員であること等、高付加価値旅行者の誘致に強みを有する旅行会社等へのセールス活動
 - 「Virtuoso」等の富裕旅行に関する国際的コンソーシアムの会員である、又は「ILTM」等の高付加価値旅行商談会に定期的に参加しているなど、より高付加価値旅行者の誘致に強みを有する旅行会社等について、4 社以上とすること。
 - フランス、英国、ドイツ、イタリア等に拠点がある旅行会社等を対象とし、フランスについては 1 社以上とすること。
 - セールス先は、高付加価値旅行に関し日本への送客実績を有すること。
- (エ) プロモーション資料の企画及び作成
 - セールス活動を効果的に行うため、プロモーション資料を企画・作成すること。なお、後述の「(2) アンケートの実施等 (ア) アンケートの実施」の取組においても活用するものである。
 - パワーポイント形式 (A 4 サイズ) により、概ね、次のとおりとすること。特に、観光コンテンツごとの情報については、利用料金・受入れ可能時期及び日時・利用条件・アクセス情報など、具体的で実用的な情報を充実させること。
 - ・ 三重県の概略
 - ※観光地としてのイメージが伝わるものとする。
 - ・ 主要国際空港から三重県までのアクセス情報
 - ・ 県内の観光コンテンツ及び宿泊施設
 - ※「文化」、「自然」、「食」、「季節」など、テーマごとにまとめること。
 - ・ モデルコース
 - ※ 3 件以上とすること。
 - ※旅行会社等が訪日旅行商品造成の際、行程全体の一部として三重県内の行程を位置付けることを容易にするため、三重県内の行程と併せて、三重県内と三重県外（例えば、京都、大阪、名古屋といったゴールデンルート上の主要な都市）の移動に係る経路を含めたものとする。
 - 言語については、少なくともフランス語版と英語版を作成すること。また、それぞれフランス出身、英国出身のネイティブによるチェックをうけ

ることにより、各言語において正確かつ自然な表現とすること。ただし、三重県と協議しその同意を得た場合は、他の方法により正確かつ自然な表現を担保することも可とする。

- ドイツ語、イタリア語など他の言語においても作成する場合（任意）には、上記に準じること。
- プロモーション資料に掲載すべき観光コンテンツ、宿泊施設については、三重県内での周遊、長期滞在を促すことができるよう、特定の地域に偏らないようにすること。
- プロモーション資料については、三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）を活用すること。
- ※ 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて
<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>
- 以上のほか、プロモーション資料として、三重県が令和4年度に高付加価値旅行者層誘致に向けて作成したプロモーション資料や映像など、過去に三重県が作成したものを必要に応じて活用すること。

(オ) セールスレポートの作成

- 実施したセールスについては、セールス先旅行会社等ごとにレポートを日本語により作成すること。
- セールスレポートの項目例は、次のとおりである。
 - ・ セールス先旅行会社等の名称及び住所
 - ・ セールス先旅行会社等のウェブサイトアドレス
 - ・ 連絡用メールアドレス
 - ・ セールスを行った担当者名
 - ・ セールス先の担当者名
 - ・ 三重県からの情報提供の可否および英語または日本語でのコミュニケーションの可否
 - ・ 旅行会社等の特徴
 - ・ 旅行会社等の顧客の特徴
 - ・ 出展経験のある商談会
 - ・ 訪日旅行商品の内容と日本への送客実績
 - ※対象期間は、2017年度以降とする。
 - ・ 三重県を含む訪日旅行商品の内容と同商品による送客実績
 - ※対象期間は、2017年度以降とする。
 - ・ 実施したセールス内容
 - ・ 相手方のセールスに対する意見・反応や観光地としての三重県に対する印象等
 - ・ 相手方のニーズ、質問・要望

- ・ 相手方の三重県への送客に向けての関心・意欲
- フォローアップを実施した場合、セールスレポートに加筆すること。
- 各月に実施したセールスの分を、翌月 10 日（令和 6 年 3 月分は令和 6 年 3 月 22 日）までに、「4. 報告書」とは別に電子データにて提出するものとし、また、フォローアップを行った場合は、提出済みのセールスレポートにその内容を追記のうえ、フォローアップを行った月の翌月 10 日（令和 6 年 3 月分は令和 6 年 3 月 22 日）までに提出するものとする。

(2) アンケートの実施等

三重県が行ってきた欧州プロモーション現地レップ業務等の成果の検証と、旅行会社等における三重県を行程に含む旅行商品の造成を促進するため、過去にセールス活動を行った旅行会社等を中心に、以下（ア）のとおりアンケートを実施すること。

また、（イ）のとおり、アンケートの回答を踏まえて、セールス活動を実施すること。

(ア) アンケートの実施

次の①～⑨に従って、電子メールにより、アンケートを実施すること。なお、①の相手方に対するメールの発出に限っては、原則として三重県が行うこととする。（この場合でも、相手方の問合せ等には原則として受託者において対応すること。）。

① 次の相手方に対し、アンケートを行うこと。

- ・ 過去 3 年度（令和 2 年度～令和 4 年度）間に欧州プロモーション現地レップ業務においてセールスを行った旅行会社等と、三重県が「ILTM Cannes 2022」において商談を行った旅行会社等

※ 旅行会社等の数は、次のとおりである（漢字 1 文字は国名の略称）。

(i) 欧州プロモーション現地レップ業務においてセールス活動を行った旅行会社等

令和 2 年度：10 社（仏 10）

令和 3 年度：30 社（仏 12、英 7、独 6、西 5）

令和 4 年度：54 社（仏 20、英 12、独 5、西 10、伊 4、蘭 3）

(ii) 「ILTM Cannes 2022」に出展して商談を行った旅行会社等 （欧州のみに限定している。）

仏 3 社、独 2 社、西 2 社、伊 2 社、スイス 1 社、ノルウェー 1 社
なお、欧州プロモーション現地レップ業務のセールス活動を行った年度が異なる場合、少数であるが、同一の会社がセールスコール先である場合もある。また、「ILTM Cannes 2022」に出展して商談を行った旅行会社等のうち、わずかであるが、欧州プロモーション現地レップ業務のセールス活動先と重なる場合もある。

② ①のほか、受託者がネットワークを有する旅行会社等や三重県への送客等

が見込める旅行会社等についてもアンケートの対象として実施に取り組むこと。

- ③ (1) (エ) のプロモーション資料を送付して三重県の観光情報等を紹介すること。送付にあたり、プロモーション資料の内容を適宜修正することは差し支えない。
- ④ アンケートには、次の項目を含めること。
 - ・ 訪日旅行商品の取扱実績と日本への送客実績の有無（可能であれば内容や実績数）
※対象期間は、2017年度以降とする。
 - ・ 三重県を含む訪日旅行商品の取扱実績と日本への送客実績の有無（可能であれば内容や実績数）
※対象期間は、2017年度以降とする。
 - ・ プロモーション資料に掲載された観光コンテンツ及びモデルコースのうち、興味を持ったもの
 - ・ 三重県内を行程に含む旅行商品の造成・販売への関心
- ⑤ アンケートは、少なくとも英語版とフランス語版を作成すること。
- ⑥ アンケートの実施に関し、旅行会社等からの問合せ等に対応すること。なお、原則として、フランス語の他、少なくとも英語による対応を行うこと。
- ⑦ 後述(3)のファミトリップへの招請や問い合わせへの対応等、商品造成へのサポートを行うことについて明示するなどして、アンケート回答に対し旅行会社等の関心を高めるよう努めること。
- ⑧ アンケート結果をとりまとめて三重県に報告すること。
- ⑨ ①の相手方について、15社以上から回答を得ること。なお、相手方の回答が得られない場合は、公開されている相手方ホームページ等を調査し、訪日旅行商品の内容など可能な範囲で情報を得ることにより、アンケート回答に代えることも可とする。

(イ) セールス活動の実施

アンケートの回答を踏まえ、次の①～②に従い、セールス活動を行うこと。

- ① セールス先の選択について三重県と協議のうえ、少なくとも5社以上に対してセールス活動を行うこと。
※ 「(1) 旅行会社等に対するセールス活動」に規定するセールス先としてはカウントしないものとする。
- ② セールス活動の方法は、「(1) 旅行会社等に対するセールス活動」に規定する①～⑤に準じるものとして、(エ)のプロモーション資料の活用や(オ)のセールスレポートの作成についても同様とすること。

(3) ファミトリップの実施

「(1) 旅行会社等に対するセールス活動」及び「(2) アンケートの実施等

(イ)セールス活動の実施」に基づき行ったセールス活動に対する相手方の反応等を踏まえ、三重県を含む訪日旅行商品の造成に意欲的な旅行会社等を対象に、次の①～⑤のとおりファムトリップを実施すること。

- ① 被招請者は旅行会社等4社（4名）以上とし、欧州現地に在住する、旅行商品造成の責任者等とすること。
- ② 行程は、次の点に留意のうえ、三重県内につき3泊4日又は4泊5日程度とし、視察先は三重県と協議のうえ決定すること。
 - ・ 被招請者の要望を反映したものとすること。
 - ・ 高付加価値な旅行商品造成を想定したものであること。
 - ・ 宿泊施設のインスペクションを含めること。
- ③ 被招請者が日本語により意思疎通が十分にできない場合は、視察先の説明が十分にできる通訳を配置すること。
- ④ 受託者が全行程に同行し、行程管理等を行うこと。
- ⑤ ファムトリップ後に、被招請者からファムトリップに関する意見・感想を聞き取ること。聞き取り項目は事前に三重県と協議して決定し、また、その結果を取りまとめて報告すること。

(4) 三重県への送客に向けたプロモーション

三重県を行程に含む旅行商品の販売を実施又は計画している旅行会社等と連携して、三重県への送客増に向けたプロモーションを実施すること。

(5) その他関連する業務

- ① 業務の進捗管理や円滑な遂行を目的に、月1回以上、三重県との打ち合わせを開催すること。
- ② 提案時の業務実施体制を変更するときは、事前に三重県と協議すること。
止むを得ない事情等によりフランス国内の営業拠点を維持することができなくなった場合は、他者と連携するなどして、代わりとなる営業拠点を必ず設けること。
- ③ 各月における委託業務の実施状況について、翌月10日までに電子メールで提出すること（令和6年3月分は「4. 報告書」と併せて提出するものとし、3月末日までの状況を含む必要はない。）。
- ④ 令和5年8月末時点及び12月末時点における欧州市場の最新動向についてレポートを作成し、それぞれ翌月15日までに報告すること。
- ⑤ 事業終了後には、その時点での市場動向や本事業の実施結果等をふまえ、今後のフランスを中心とする欧州市場向けのプロモーション手法等について提案すること。

4. 報告書

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書を紙媒体及び電子データにより提出すること。

(1) 報告書記載事項

① 3. (1) の実施内容・結果

② 3. (2) の実施内容・結果

③ 3. (3) の実施内容・結果

④ 3. (4) の実施内容・結果

(K P I の結果および結果に対する考察を含む。)

⑤ 3. (5) ①～④の概要

⑥ 3. (5) ⑤の提案内容

⑦ 上記の他、三重県が指示したもの

(2) 納品期限 令和6年3月22日(金)

(3) 納品場所 三重県観光部海外誘客課

5. 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6. その他

(1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なることとなる場合がある。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・ワード・エクセル形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

7. 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 東、北條

電 話 : 059-224-2847

ファクシミリ : 059-224-2801

Email : inbound@pref.mie.lg.jp

以 上